

東日本大震災からの復興に向けた 厚生労働省の対応について



平成27年2月23日
厚生労働省復興対策本部

東日本大震災からの復興に向けた取組

健康・生活支援に関する取組み、被災地の医療・介護提供体制の整備

【現状と課題】

- 避難生活の長期化に伴い懸念される心身の健康状態の悪化や、コミュニティの弱体化・被災者の孤立が課題。
- また、特に福島県については、原発事故後の沿岸部(相双地域、いわき市)の医療・介護提供体制や、避難指示解除の動きと連動した、医療・介護提供体制の整備への対応が求められているところ。(特に、除染を完了し今後解除・帰還に向けた動きが本格化する楢葉町)

【対応】

- 保健師による巡回保健指導等の保健活動や、被災者の見守りや電話相談窓口の設置、専門職種による訪問活動、今年度から開始した被災した子どもへの対応にかかる支援を進める。
- 医療提供体制については、地域医療再生基金を活用した体制整備の支援を継続するとともに、特に福島県相双地域等については、本省から現地へ職員を派遣し、現地のニーズを聴きながら福島県との緊密な連携の下で、支援を進める。
- 介護提供体制については、本年度から開始した「被災地における福祉・介護人材確保事業」(福島県相双地域等の介護施設等での就労を条件とした奨学金の貸与など)等による介護人材の確保のための支援を行う。

被災地の雇用情勢と雇用対策

【現状と課題】

- 被災地の雇用情勢は全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については人口減少、復旧・復興の遅れにより雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もある。また、ミスマッチ(職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況)が見られる。

【対応】

- ミスマッチの解消、産業政策と一体となった雇用創出により、被災3県の被災者の就職支援を推進。

【被災3県の雇用情勢】

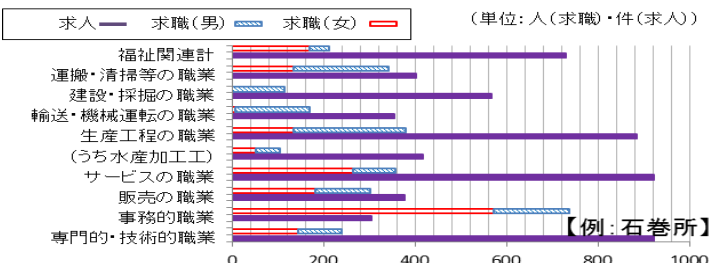
○有効求人倍率の動向 (倍)

	26年12月	23年2月
岩手	1.17	0.50
宮城	1.35	0.52
福島	1.52	0.50

○雇用保険被保険者数 (人、%)

	26年12月	前年比	4年前との比	
3県計	1,593,276	1.6	5.2	
岩手県	358,872	0.5	3.7	
宮城県	685,002	1.3	6.4	
	気仙沼	17,314	2.8	▲5.8
	塩釜	32,750	1.8	▲0.2
福島県	549,402	2.7	4.7	

【求人・求職の状況】



東日本大震災からの復興に向けた取組（原発事故に伴う対応）

原発事故における厚生労働省の対応

● 住民の健康確保

⇒ 住民の健康管理（被ばく線量の推計、甲状腺検査、健康診査等）、健康不安対策（リスクコミュニケーション等）について、環境省を中心に各省庁が協力して対応（厚生労働省は、技術的・人的サポートの役割を担当）。

● 食品の安全性確保

⇒ 食品の安全・安心を確保するため、国際的な指標を踏まえて設定した食品衛生法の基準値※を上回る食品が流通しないよう取り組んでいる。

※ 基準値は、年間線量1ミリシーベルトを超えないように設定。

● 原子力発電所の事故に係る労働者の放射線障害防止対策

◆ 東京電力福島第一原子力発電所作業員の健康確保対策

- ・ ①被ばく線量の低減、②被ばく線量の迅速な測定・評価、③健康診断や日常的な健康チェックの実施などについて、関係事業者を厳しく指導。
- ・ 緊急作業従事者（約2万人）の被ばく線量、健康診断の結果等を蓄積するデータベースを設置し、長期的な健康管理を実施。被ばく線量に応じたがん検診等の実施を事業者に求めている（離職後は国が実施）。
- ※緊急作業期間中に、通常の被ばく限度である5年あたり100mSvを超えた労働者について、平成28年4月からの新たな線量管理期間における線量管理の方法について必要な措置を検討（平成27年秋までに）。

◆ 除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策

- ・ 除染や除染廃棄物の処分等の従事者について、①被ばく線量管理、②汚染拡大防止、③労働者教育、④健康管理等の実施を法令により事業者には義務付けるとともに、その詳細な取扱いを定めたガイドラインを策定。

◆ 緊急作業従事者に対する疫学的研究の実施

- ・ 専門家検討会報告書（平成26年6月4日）の提言をふまえ、緊急作業従事者約2万人全員を対象集団として、生涯にわたり健康影響を調査することとしている（平成26年度後半より順次実施）。

目次①

《健康・生活支援関係》

- 被災者健康・生活支援総合交付金・・・P. 5
- 寄り添い型相談支援事業・・・P. 7
- 地域支え合い体制づくり事業(被災者生活支援等)・・・P. 8
- 被災者の心のケア支援事業・・・P. 9
- 被災地健康支援事業(被災地健康支援臨時特例交付金)・・・P. 11
- 東日本大震災被災自治体における保健師の確保に向けた取組への協力依頼・・・P. 12
- 東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置(窓口負担・保険料の減免)・・・P. 13
- 東日本大震災における被用者保険の特別措置(窓口負担の免除・保険料の減免)・・・P. 14
- 介護施設等の災害復旧・・・P. 15
- 障害者施設の事業復旧にかかる設備整備・・・P. 16
- 障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業の概要・・・P. 17
- 障害者福祉サービス事業再開支援事業・・・P. 18
- 児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費について(東日本大震災復興特別会計)・・・P. 19
- 児童福祉施設等の事業復旧に係る設備整備について(東日本大震災復興特別会計)・・・P. 20
- 保健衛生施設等災害復旧費補助金・・・P. 21
- 水道施設の災害復旧に対する支援(復興)＜復興庁一括計上＞・・・P. 22

目次②

《医療介護の提供体制整備関係》

- 被災地域における地域医療の再生支援(地域医療再生基金)・・・P. 23
- 地域医療支援センター運営事業・・・P. 24
- 被災地における福祉・介護人材確保事業・・・P. 25

《雇用対策関係》

- 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業(震災等対応雇用支援事業)の拡充・・・P. 26
- 事業復興型雇用創出事業の拡充・・・P. 27
- 福島避難者帰還等就職支援事業・・・P. 28
- ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援・・・P. 29
- 被災3県の建設等人材確保に係る対策・・・P. 30

《原発事故に伴う対応関係》

- 食品中の放射性物質への対応関係・・・P. 41
- 東電福島第一原発作業員の健康確保・・・P. 47

《東日本大震災からの復興関係施策照会先一覧》・・・P. 52

被災者健康・生活支援総合交付金

平成27年度予算案額 59億円

事業概要・目的

○避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応し、被災者支援施策の強化を図るため、復興庁では、総理指示を受け、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース）を策定。

○こうした状況の下、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。

○新たな交付金では、1つの事業計画の下で、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成支援」、「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。

事業イメージ・具体例

I. 被災者の見守り・コミュニティ形成支援

①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

生活支援相談員の配置や、地域コミュニティ活動の活性化等を通じて、孤立防止の見守りなど被災者の日常生活を支援



II. 被災した子どもに対する支援

①被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケアなど、被災した子どもへの総合的な支援を実施

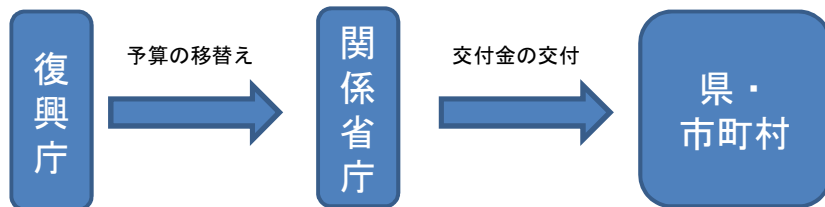


②福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

福島県内の子供を対象に、学校等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援



資金の流れ



期待される効果

○被災者の見守り・コミュニティ形成支援や、被災した子どもへの支援について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者健康・生活支援総合交付金の事業

I-①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、以下のような被災者に対する日常生活支援を総合的に実施。

- ①生活支援相談員の配置等を通じて、被災者のニーズ把握、見守り、日常生活上の相談支援を行うほか、住民相互の交流機会を提供
- ②自治会活動など住民による地域コミュニティ活動の活性化を支援（効果的ノウハウの提供、活動の立ち上げ支援、活動費の助成等し、これらの活動を被災者支援に活用
- ③地域コミュニティ活動と連携した被災者に対する相談支援、孤立防止のための見守り等の日常生活支援
- ④被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会など関係団体間の活動内容を調整するための「被災者生活支援調整会議」の開催
- ⑤被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ



II-①被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

被災した子どもや子どものいる家庭等に対する心身の健康や生活等に対する総合的な支援を行う。

- ①子ども健やか訪問事業
- ②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥保育料等減免事業



II-②福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難生活等により日常生活における制限を余儀なくされている福島県内に在住する子供たちの心身の健全育成を目的に、県内の学校または社会教育団体等が実施する自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

- ①学校等体験活動支援事業
- ②社会教育関係団体体験活動支援事業

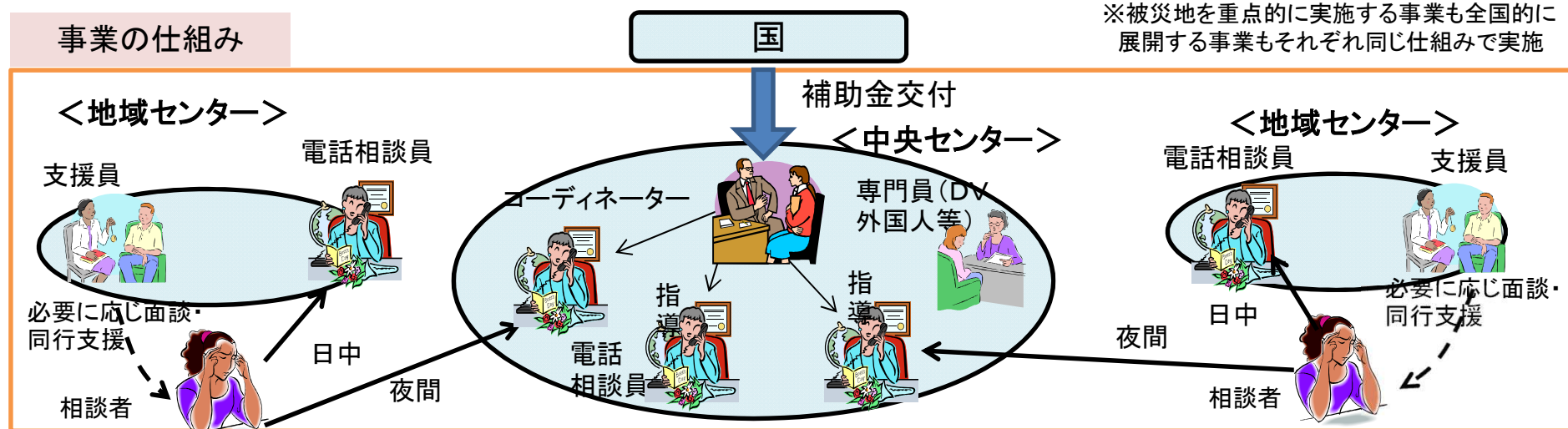


寄り添い型相談支援事業 平成27年度予算額（案）：4.4億円（復興特会）＋生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（283億円）の内数

- 一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行う。
- 事業は、公募により選定した法人（(社)社会的包摂サポートセンター）が実施。「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。
- 「中央センター」は、事業全体を統括するとともに、地域センターでは対応できない時間や地域等を補完する形で全国からの電話相談を受け付ける。「地域センター」は、担当する地域からの電話相談を受け付けるとともに、必要に応じ、面接相談、同行支援を行い、相談者の具体的な問題解決につなげる支援を行う。
- 平成26年度予算額：13億円 <被災地支援事業（東日本大震災復興特別会計（復興庁計上）、5億円）と全国支援事業（一般会計（厚生労働省計上）、セーフティネット支援対策事業費等補助金（150億円）の内数）>
- 寄り添い型相談支援事業選定・評価委員会委員（◎座長）

◎田中 滋（慶応義塾大学大学院教授）	鎌田 實（諏訪中央病院名誉院長）	H25.4月～H26.3月年間コール数 総呼数 約1,400万件
宮本 みち子（放送大学教養学部教授）	岩瀬 勝好（東北福祉大学教授）	

事業の仕組み



これまでの経過

- ・平成23年度第3次補正予算により事業開始（内閣府において予算計上を行い、厚労省に移し替えを行い事業実施※H24年度までの取扱い）
- ・平成25年度予算からは、「被災地（岩手、宮城、福島）事業」と「全国（被災地3県を除く）支援事業」と区分を分けて事業実施。

地域支え合い体制づくり事業 (被災者生活支援等)

平成27年度予算(案) 18億円

平成23年度1次補正予算額	70億円
平成23年度3次補正予算額	90億円
平成25年度当初予算額	23億円
平成26年度当初予算額	15億円

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正並びに25年度及び26年度当初予算で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(総合相談、生活支援等)の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)の期間の延長及び積み増しを行う。

- 積増先 : 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)
- 積増地域 : 宮城県(岩手県、福島県は基金の残余额で対応)
⇒ 26年度限りの基金を27年度まで延長
- 事業内容

① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居室サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

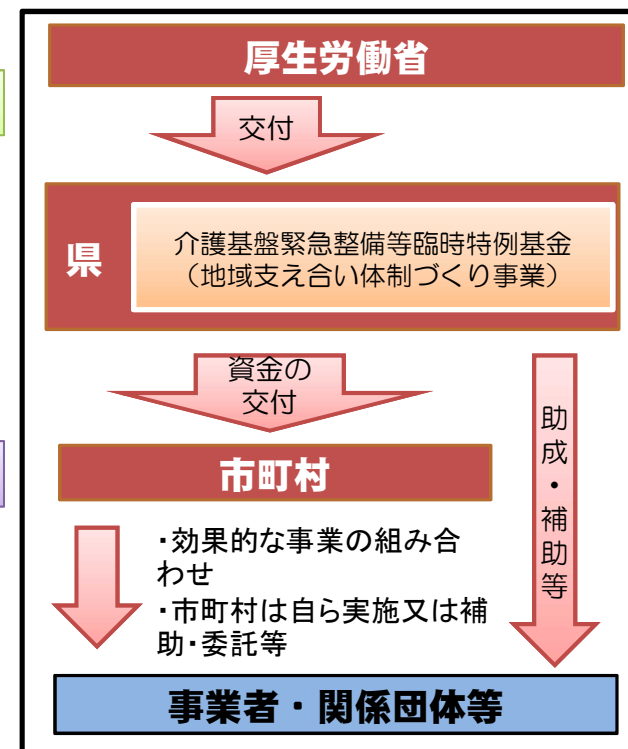
(取組例)総合相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援など

② 仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援等

仮設住宅等(民間賃貸住宅や在宅等を含む。)の要介護者・障害者(児)等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援等を実施する。

(取組例)ケアマネージャー、MSW、PTなどにより構成された相談支援専門職チームの訪問による、高齢者等のニーズ把握、生活課題に関する関係機関へのつなぎ、地域のボランティアに対する助言など

<参考> 事業実施までの流れ



被災者の心のケア支援事業

平成27年度予算案
16億円

心のケアセンターを設置するための経費として、岩手県・宮城県・福島県に補助金を交付

岩手県こころのケアセンター

平成24年2月15日開設
受託団体:岩手医科大学

中央センター
久慈地域センター
宮古地域センター
釜石地域センター
大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター

平成23年12月1日開設
受託団体:宮城県精神保健福祉協会

基幹センター
石巻地域センター
気仙沼地域センター
市町村派遣

仙台市への補助
・相談員の配置

ふくしま心のケアセンター

平成24年2月1日開設
受託団体:福島県精神保健福祉協会

基幹センター
県北方部センター
県中方部センター
県南方部センター
会津方部センター
いわき方部センター
相馬方部センター(NPO委託)
市町村派遣

心のケアセンターの業務

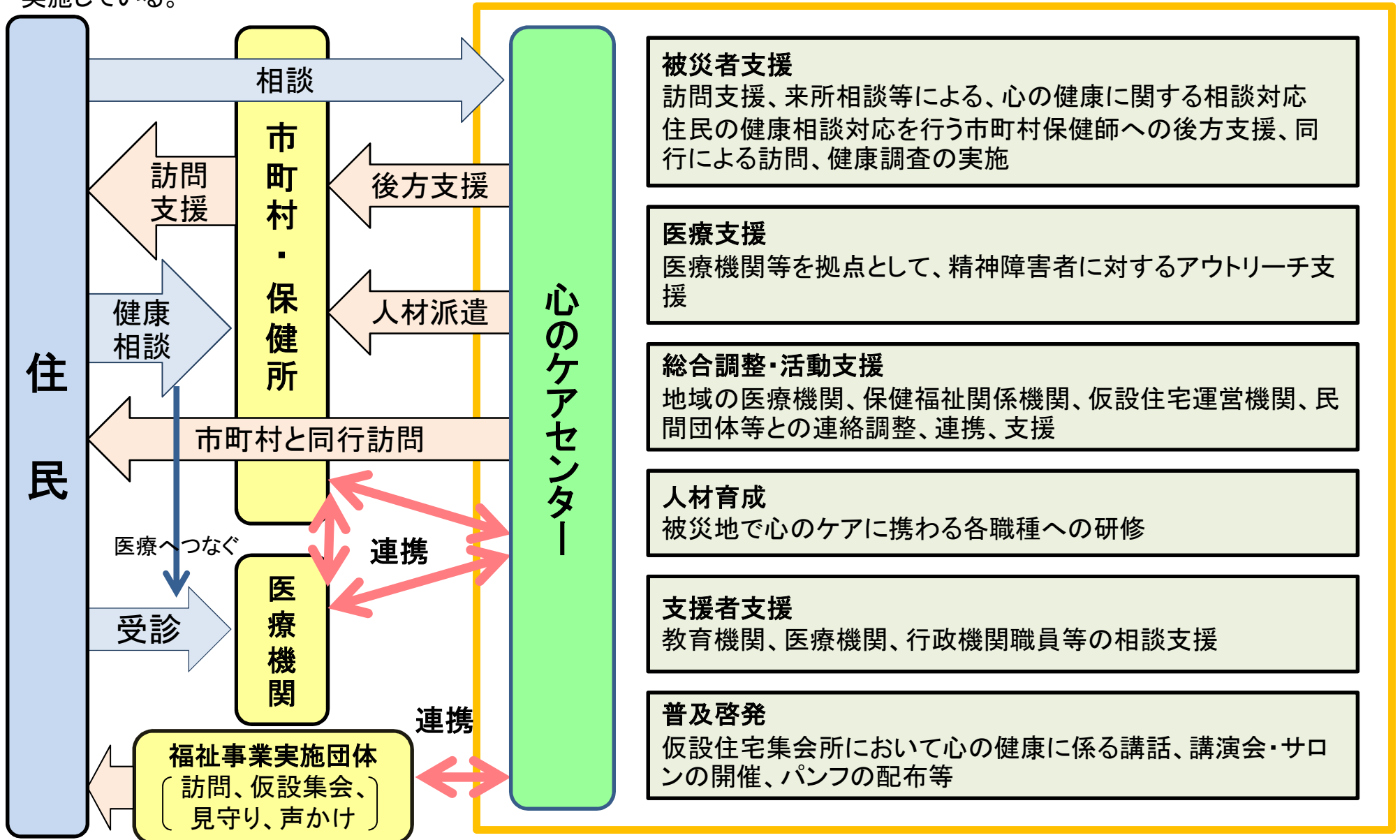
- ・災害関連の精神保健医療福祉対策の総合的コーディネート
- ・PTSD、うつ病等精神疾患に関する相談支援、精神障害者に対する相談支援
- ・被災者の自宅、仮設住宅等の訪問による支援、病院を拠点とした精神障害者に対するアウトリーチ
- 心の健康に関する情報収集、普及啓発、人材育成、人材派遣

心の健康に関する現在の状況

- ・PTSD、うつ病、不安障害、アルコール問題が顕在化
- ・ようやく震災について話しはじめる被災者
- ・仮設居住が続き生活再建、産業復興、雇用回復はまだ途上
- ・放射線からの避難の継続

被災者の心のケア支援事業

岩手、宮城、福島の各県に心のケアセンターを設置し、東日本大震災被災者の心のケア(精神保健)に関する各種の事業を実施している。



被災地健康支援事業

(被災地健康支援臨時特例交付金)

平成23年度第3次補正予算額	29億円
平成26年度予算額	10億円
平成27年度予算案	4億円

- 住宅の再建は順次進められているが、完了までにはなお年数を必要とする状況。仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧症の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方の健康支援は重要な課題。
- このため、被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅等を中心とした保健活動等を支援する。

【事業の対象地域】岩手県、宮城県、福島県

(被災地健康支援臨時特例交付金により介護基盤緊急整備等臨時特例基金(既設)の積み増しにより実施。)

【事業内容】

被災県に設置されている基金に積み増しを行い、県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。

(地方公共団体が適当と認める団体への委託・補助または助成に係る費用も対象。)

- 仮設住宅入居者等を対象とした多様な健康支援活動の実施及びそれらを担う専門人材の確保
 - ・全戸訪問等による巡回健康相談などの実施
 - ・支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
 - ・生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
 - ・歯科医師等による歯科検診・指導
 - ・管理栄養士等による栄養・食生活指導
 - ・子どもの健康教室開催
 - ・保健師、管理栄養士等の専門人材の確保 等
- 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営
- 被災者特別健診等事業
 - 特定健診非対象者(18~39歳未満)に対する健康診査等の実施や特定健診の項目追加 など

東日本大震災被災自治体における保健師の 確保に向けた取組への協力依頼

○東日本大震災の被災自治体から、保健師の派遣要望が寄せられていることから、保健師の確保に向けた取組の強化が課題となっているところ。



○それらを担う専門人材の確保策として、以下のような取組を行ったところであり、今後も引き続き保健師の確保について支援していく必要がある。

- ・平成26年3月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国の自治体あてに協力依頼通知を発出
- ・平成26年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師への周知を依頼
- ・平成26年12月に、全国の自治体あてに保健師派遣の協力依頼通知を発出

東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)

平成27年度予算(案)

医療保険: 91億円
介護保険: 47億円
障害福祉サービス等: 16百万円

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)及び特定被災区域(注2)の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算及び特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険等の仕組み)

避難指示区域等

【平成24年度～平成26年度】

- 窓口負担・保険料の免除を延長
- 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
- 旧緊急時避難準備区域等(注3)の上位所得層(注4)の住民
 - ・平成26年10月以降、特別措置の対象外
 - ・本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
⇒ 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内の額(障害福祉サービス等にあっては1/2)を財政支援(特別調整交付金等)

特定被災区域(避難指示区域等以外)

【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を延長
- 国により全額を財政支援(特別調整交付金)

【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内の額(障害福祉サービス等にあっては1/2)を財政支援(特別調整交付金等)

【平成27年度(案)】

- ① 帰還困難区域等(注5)の住民及び旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等(注6)の上位所得層以外の住民
 - 窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長
 - 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
- ② 旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の住民
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- ③ 旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民
 - 平成27年9月末まで、窓口負担・保険料の免除をさらに半年延長
⇒ 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
 - 平成27年10月以降、特別措置の対象外
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
⇒ ②及び平成27年10月以降の③の減免について、財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内の額(障害福祉サービス等にあっては1/2)を財政支援(特別調整交付金等)

(注1)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2)「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3)「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(注4)「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(国保・後期高齢者医療では、年収約840万円以上)。介護保険・障害福祉サービス等では、その基準に相当する基準を設定。

(注5)「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であって、平成27年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。(平成27年度に解除された区域を含む。)

(注6)「旧避難指示解除準備区域等」とは、平成26年度に指定が解除された①旧避難指示解除準備区域(田村市の一部及び川内村の一部)、②南相馬市の特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(※1) (注1)(注2)(注3)(注5)及び(注6)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

(※2) 避難指示区域等の窓口負担・保険料の免除措置に対する全額の財政支援の財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前の8:2から、平成27年度は7:3に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であったが、平成27年度は9:1に変更。障害福祉サービス等においては、全額復興特会。

東日本大震災における被用者保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】 (窓口負担)

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)の住民の方等について、窓口負担を免除
- 保険者の財政状況に応じて国により**財政支援**(平成23年度補正予算)

(保険料)

- 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所について、保険料の納付を免除
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成23年度補正予算)
⇒ 平成24年3月以降は、賃金水準に応じて保険料負担

避難指示区域等(注1)

【平成24年度～平成26年度】

- 窓口負担の免除を**延長**
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
- **旧緊急時避難準備区域等(注3)の上位所得層(注4)の住民**
 - ・ **平成26年10月以降**、保険者の判断で窓口負担の減免が可能
⇒ 国による財政支援はなし(保険料負担)

特定被災区域(注2) (避難指示区域等(注1)以外)

- 保険者判断で窓口負担の減免が可能
 - 【協会けんぽ】 窓口負担 : 平成24年9月末まで延長
 - 【健保組合】 窓口負担 : 保険者判断により延長対応
- ⇒ 国による財政支援はなし(保険料負担)

【平成27年度】

- ① **帰還困難区域等(注5)の住民及び旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等(注6)の上位所得層以外の住民**
 - 窓口負担の免除を**さらに1年延長**
 - 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
- ② **旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の住民**
 - 保険者の判断で窓口負担の減免が可能
- ③ **旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民**
 - **平成27年9月末まで**、窓口負担の免除を**さらに半年延長**
⇒ 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
 - **平成27年10月以降**、保険者の判断で窓口負担の減免が可能
⇒ 国による財政支援はなし(保険料負担)

(注1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(注4) 「上位所得層」とは、高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(標準報酬月額53万円以上)。

(注5) 「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であって、平成27年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。(平成27年度に解除された区域を含む。)

(注6) 「旧避難指示解除準備区域等」とは、平成26年度に指定が解除された①旧避難指示解除準備区域(田村市の一部及び川内村の一部)、②南相馬市の特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(※) (注1)(注2)(注3)(注5)及び(注6)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

○ 介護施設等の災害復旧

平成27年度予算(案) 16.9億円
(社会福祉施設等災害復旧費補助金<東日本大震災復興特別会計>)

1. 概要

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成27年度に復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム
- 等

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 補助率の引上げ

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
 - 1/2 → 2/3に引上げ(例: 認知症高齢者グループホームなど)
 - 1/3 → 1/2に引上げ(例: 介護老人保健施設など)

障害者施設の事業復旧にかかる設備整備

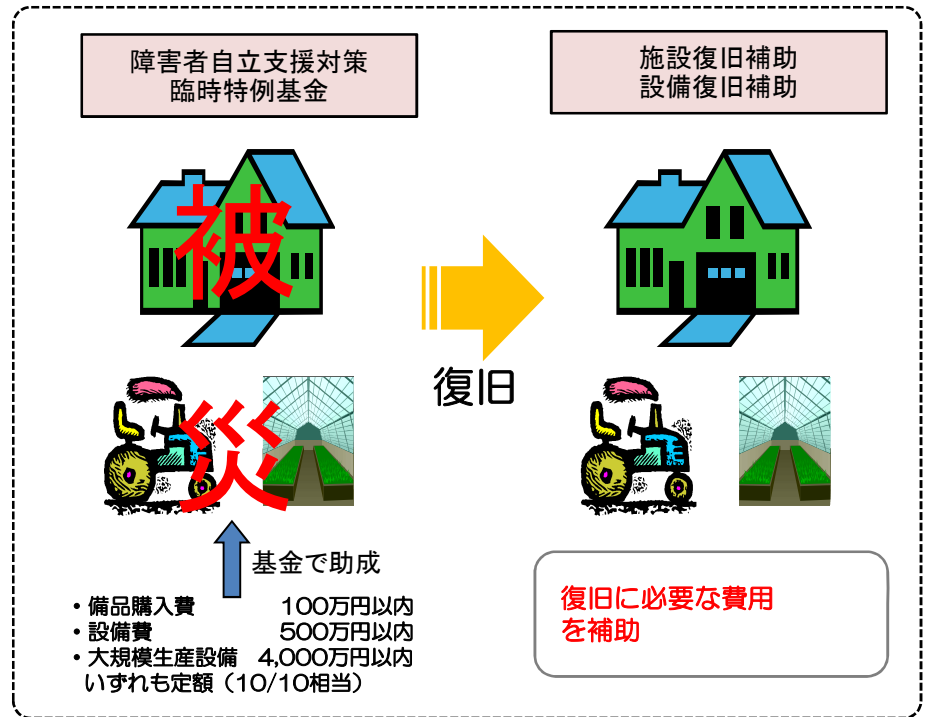
平成26年度予算額
100,000千円

平成27年度予算案額
→ 40,000千円

※25年度から（東日本大震災復興特別会計）※復興庁一括計上

障害者福祉のため当面必要な施設を確保するため、被災した障害者施設の復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用を補助する。

1. 所要額 40,000千円
2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
(岩手県、宮城県、福島県)
3. 補助率 定額補助(10/10相当)
4. 補助単価
 - ・備品購入費 1,000千円以内
 - ・設備費 5,000千円以内
 - ・大規模生産設備 40,000千円以内
(就労訓練施設(工場)が対象)
5. 対象施設 東日本大震災により被災した障害者施設(施設復旧事業並び)



- 設備整備の主な例
- ・印刷製本設備(カラープリンター、製本機)
 - ・豆腐冷却用水槽、大豆洗浄機
 - ・パン製造設備(デッキオープン、冷凍庫等)
 - ・手織機設備
 - ・菓子類製造設備(大型オープン等)
 - ・フォークリフト、耕耘機
 - ・クリーニング関連設備(洗濯機、乾燥機等)
 - ・名刺・はがき用点字印刷機
 - ・車輛(マイクロバス、軽トラック、ワゴン)
 - ・Tシャツ絵柄用プリンタ
 - ・厨房設備
 - ・おしぼり作業用ボイラー、包装機
 - ・椎茸等栽培用ビニールハウス、草刈機
 - ・培養土の貯蔵庫
 - ・バイオ燃料生成装置用給油ポンプ

障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業の概要

平成26年度予算額 700,000千円 → 平成27年度要求額 630,000千円
 ※25年度から(東日本大震災復興特別会計) ※復興庁一括計上

(1) 概要

東日本大震災等を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの

(2) 補助対象施設 ※ 現在、過去において国庫補助金の整備対象としたものが対象。

障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活介護事業所(ケアホーム)、共同生活援助事業所(グループホーム)、身体障害者更生援護施設、身体障害者社会参加支援施設、盲人ホーム、市町村障害者生活支援センター、知的障害者援護施設、知的障害者総合援護施設、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、児童福祉施設(知的障害児施設、重症心身障害児施設等)、心身障害児総合通園センター、重症心身障害児(者)通園事業

(3) 負担割合

事項	国	都道府県	事業者
平時	1/2	1/4	1/4
① 激甚法の対象施設(公立施設の一部、児童福祉施設)	1/2~38/40	1/40~1/4	1/40~1/4
② 更なる法的措置による対象施設(激甚法対象施設以外で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に根拠のある施設)	2/3	1/6	1/6
③ 予算措置による嵩上げ(①、②に該当しない重症心身障害児(者)通園事業など)	2/3	1/6	1/6

(4) 内 訳

被災自治体からの聞き取りによる

障害福祉サービス事業再開支援事業

○被災地における障害福祉サービス基盤整備事業

平成27年度予算案： 348,000千円

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

1. 実施主体

岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）

2. 事業の内容

支援の必要な事業所等に対して①から④に掲げる支援を行い、以下の事業が円滑に進むよう支援する。

- ① 圏域内事業所からの相談の受付
- ② 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
- ③ 障害者就労支援事業所の活動支援
- ④ その他被災地における障害福祉サービス等の利用支援に資する事業

3. 補助割合： 定 額(10/10)

児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費について (東日本大震災復興特別会計)

27年度予算(案):17億円(26年度予算額:6億円)

1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画上、平成27年度に復旧予定の施設などの災害復旧事業に要する経費について財政支援を行う。

2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、認定こども園(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分)、へき地保育所、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育てのための拠点施設、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター

3 実施主体

県・指定都市・中核市

4 補助率

・激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など) $1/2 \rightarrow 1/2$ に加え一定率(※)を嵩上げ

(※自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算)

・予算措置による嵩上げ(激甚法の対象施設以外) $1/2 \rightarrow 2/3$ に嵩上げ $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ